

令和7年度 第2回我孫子市子ども虐待防止対策地域協議会代表者会議 議事録

1 会議の名称	令和7年度第2回我孫子市子ども虐待等防止対策地域協議会代表者会議
2 開催日時	令和8年2月12日（木）午後2時00分～午後3時30分
3 開催場所	我孫子市役所議会棟 第一委員会室
4 出席者	委員：15名 福永氏（柏児童相談所 小熊委員代理） 山口委員（松戸健康福祉センター） 尾上委員（我孫子市歯科医師会） 鈴木委員（我孫子市私立教育保育連盟） 水野委員（我孫子市私立幼稚園協会） 大野委員（我孫子市民生委員児童委員協議会） 湯下委員（柏人権擁護委員協議会） 牧田委員（千葉県弁護士会） 小池委員（精神科医） 鈴木委員（我孫子市社会福祉協議会） 太田委員（我孫子市小中学校校長会） 山内委員（我孫子市小中学校校長会） 遠藤委員（我孫子市教育委員会教育相談センター） 小池委員（社会福祉課） 星委員（議長 子ども部長） 事務局：子ども相談課 子ども虐待防止対策室 8名
5 欠席者	5名 照井委員（千葉地方法務局柏支局） 小熊委員（柏児童相談所） 丸山委員（千葉県我孫子警察署） 鈴木委員（我孫子医師会） 齋藤委員（我孫子市民生委員児童委員協議会）
6 議題	（1）令和7年度 子ども虐待防止活動の中間実績報告について LINE相談「子ども・子育て相談窓口」の経過報告について （2）我孫子市こども家庭センターの設置について （3）こども性暴力防止法の施行について
7 公開・非公開の別	公開
8 傍聴人の数	0名
9 会議の内容	1 開会 2 市長あいさつ 3 委員紹介 4 副会長の指名

5 議事

(1) 令和7年度 子ども虐待防止活動の中間実績報告について

LINE 相談「子ども・子育て相談窓口」の経過報告について

令和8年1月末までの子ども相談課実績（子ども相談受付・対応件数、子ども短期入所利用状況、子ども虐待相談受付・対応件数）、LINE 相談は、相談実績（件数、相談者、主な相談内容、時間帯等）について事務局より説明

【委員からの質問・意見】

≫牧田委員

（質問）他機関紹介は対面で紹介しているか、LINE 上での紹介か。

（回答）質問内容が他課へ聞いていただくとよい内容もあるので、LINE 上でやり取りをして、質問の意図を確認したうえで、紹介するという形をとっている。

（質問）必ず他機関につながったかを確認しているのか。

（回答）必ずしも確認しているものではない。

（意見）伴走型の相談の一環だと思うので、一度つないだ手は離さず、紹介した先できちんとつながっているかまで確認できるとよいのではないか。事件のことも受けて、信頼関係ができないと人によってはたらい回しにされたと受け取ってしまう人もいると思う。

（回答）匿名の人もあるためできない場合もあるが、できるだけ確認していく。

これから小5、中2を対象にヤングケアラーアンケートを実施予定。

学校貸与のタブレットを使用して答えるもの。

ヤングケアラーを知っているか、自宅でケアを担っているか、困っているか、相談したことはあるか等を記名式で聞くもの。そこから直接つながることが可能と考えている。

(2) 我孫子市子ども家庭センターの設置について

令和8年4月に我孫子市子ども家庭センターを開設予定。

あわせて駅前のイトーヨーカドー我孫子南口店2階に「かるがも」も開設。保健師と子ども相談員が常駐する。

母子保健と児童福祉が一つの組織として包括的に支援を行う機関

子ども相談窓口＝虐待相談窓口 という見え方を払拭したい。

支援が必要な子ども、家庭に対しサポートプランを作成し伴走する。

このサポートプランも子どもの声が拾えるようこだわった様式とした。

【委員からの質問・意見】

≫鈴木委員

（質問）ワンイシューとは何か

（回答）一つの使命、意気込みとして「こどもの権利保障～いつでもこどもをまんやかに考える～」とした

（３）こども性暴力防止法の施行について

令和６年度成立。令和８年１２月２５日施行となる新しい法律。

児童への教育提供する事業者に対して、性暴力を防止する対策をとることを義務付け。

学校、保育園、児童発達支援、放課後等デイ等が対象事業となる。

雇用する時に犯罪歴の確認を行うこととなる。

現時点で市の体制はまだ決まっていないが、近日中に所管課からアナウンスがあると思われる。

施行までに準備すべきことはこども家庭庁のHPにあるため、確認をしておくといよい。

我々も子どもたちが相談できる先を子ども自身に周知していく。

【委員からの質問・意見】

≫牧田委員

困難を伴うのは調査と認定。反対する人はいないけれど、運用は難しいことが予測される

明らかな児童買春や盗撮はアウトだけれど、おむつをぽんぽんと叩いて確認する。それが子どもに不適切なのか？普通に排泄を確認する行為と境界線がはっきりとしない。

冤罪のようなことがあった場合、設置者はどう動くかという非常に問題。

専門機関弁護士はどう認定するかは難しい。証拠の有無。どちらが正しいのか、他に事例があるのか、時間もかかる。不適切とされている可能性があると疑われる人を仕事から外していいのか。起訴休職という制度をつくるのか。総論賛成だが現場でどう機能するかは注視していき、性暴力は許されない。真実から遠ざかってしまうケースは毅然として違うといっていかなければならない。

相当急いでやらないといけない。職場で持ち帰ってどうするか現場レベルで解決していただきたい。

普通にやってきたこともあるかもしれないので、議論は必要であると考ええる。

≫福永委員

この法律自体は児相側も、管理する側ではなく対象事業所となる。

境界線が曖昧。

虐待という行為が社会で大きく取り上げられた時も同じだったと思っ

ていて、どこまでが性暴力、虐待なのか。重箱の隅をつつくというよりは、いま一度意識していなかったところを振り返らなければいけない。

当時も虐待としつけとの境界線があいまいだった。子どもからみたらどうだったのだろう？という視点が必要。

ともすると大人はどんどん子どもに侵入していってしまう。

子どもは一人の人として尊重すべきと考える機会だと考えている。

≫鈴木委員

一番大事で身近なこと。園でも2週間ほど前に集まってこの問題について話し合った。

不適切保育とは何を指すのか。

これという答えがあるわけではない。ただでさえ保育士不足とされているので、保育士が委縮しないようにはしたい。就業規則の改定、誓約書も作った。

≫水野委員

気にかけているのは、不適切保育の文言。

パワハラ、セクハラが出てきたときに個人間の人間関係が関係する。

保育教育の場面でも、強いる教育自体が虐待。線引きが難しい。

現場を考えたらうえて指針が出されているのか不安はある。

≫太田委員

この法律ができるかなり前から、意識してやっている。

トイレ掃除を教えるのにも「これから掃除のやり方を説明するから入るよ」と伝えてから入る、更衣室も誰もいないことがわかっていたとしても確認してから入る。生徒指導でふたりきりにならない、後ろのドアをあける等。

職員には、定期的に研修を実施。子どもには、いのちこころからだの安全教育を行っている。

≫山内委員

基本的には小学校と同じ。非常に意識している。

体育の授業中、男性教員が器械運動の指導で身体接触をすることがある。いかなる場合であっても身体接触をする場合は確認を取ってやる。

気を付けてはいるんだけど、まだまだどのような行為が不適切といわれるかというのは判断が難しいのが現状。

≫遠藤委員

子ども側に立った時に子どもがどう考えるか。支援する側が知識を持っていることが必要。

境界線は明確ではないけれど、子どもの気持ちを考える。子への身体

接触、合理的配慮も含めて保護者に同意を取る必要がある。

≫ 鈴木委員

虐待に関することで感銘を受けた言葉がある。

「話し合いがなくなった時点で虐待」

意識を持つということが必要。結論が出たら終わりではなく、常に話し合っていくことが大切。

委縮してしまうことなく、何が不適切で何が不適切じゃないかを職場内で常に議論していく。考えていこう、学んでいこうとしていきたい。

6 その他

(1) 令和8年度代表者会議の日程について

令和8年7月30日(木) 午後2時から

場所：議会棟第一委員会室

7 閉会